

總理府第シ孔ニ號

案起 昭和三年八月二十日

定決 昭和三年八月二十日

行施 昭和三年八月二十日

了

總理府職員定数規程の一部改正について
總理府職員定数規程の一部を改正する總理府
令を別紙案のとおり制定の上公布することとし
た。

(参考) 改正の要点

一、外局の定数は従来一部局ごとに一表をもつて規定

一表にまとめること
とは行政管轄庁の
弁達

していたのを改め、外局の全部を一表に取りまとめるとともに、本府、外局の定数の総計表を付することとしたこと

二、従来掲げていなかった内部部局のない委員会及び国家地方警察、国家消防庁の定数も掲げることとしたこと。
三、新設の地方財政委員会及び電波監理委員会の定数を掲げるとともに、行政管理庁の定数の配置を改めたこと。

四、国家地方警察、国家消防庁の内部の定数及び電波監理総局の各地方電波監理局別の定数は別に定め得る旨の規定を設けたこと。

総理府令第三十五号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第三條の規定に基き、総理府職員定数規程の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 吉田 茂

総理府職員定数規程の一部を改正する総理府令
 総理府職員定数規程（昭和二十四年総理府令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中公正取引委員会から地方自治庁までの表を削り、本府の表の次に次の表を加える。

丁外局

総理府

区	分	定数	備考	公正取引委員会				統計委員会				
				内部部局	地方支分部局	計	全国選挙管理委員会					
		六三人		総務部 八六人	調査部 六六人	商事部 四三人	審査部 八一人	小計 二七六人	三一人	四八人	四七〇四八人	国家公安委員会 国家地方警察
				各地方事務所を通じての定数とする。								うち、三〇〇〇〇人は警察官とし、国家地方警察本部、警察管区本部、各都道府県警察及び皇宮警察を通じての定数とする。

電波監理委員会		審理官		電波監理局長	電波監理局		内部		外部		公職資格訴願審査委員会	地方財政委員	国家消防庁	
計		小計	職員訓練所	電波観測所	機	地方	内部	内部	外部	計	内部	外部	計	
皇太后宮職 侍從職 長官官房上 一七人		二八九人	三六人	二五三人	理局	地方 電波監 理局	小計	法規經濟部 施設監督部 電波部	関西事務所	八二人	事務部	財務部 三部	二三人	
五三人		三九七〇人	五人	二八〇八人			八六八人	一三八人	七人	二四六人	六〇人	三九人	一二二人	
うち、一人は、国立国会図書館支部官内庁図書館の職員とする。					各地方電波監理局を通じての定数とする。					うち、三人は、管理部の定数とする。				

総 理 府

北海道開発庁	地方自治庁	行政管理庁		賠償庁			特別調達庁		宮内庁											
		内部部局		内部部局			内部部局		内部部局											
		不 計	監 察 部	監 理 部	長 官 官 房	不 計	特 殊 財 産 部	賠 償 部	長 官 官 房	計	小 計	(監督官事 務所)	地方支分 部局	不 計	管 理 部	書 陵 部	式 部 職	東 宮 職		
三一人	二二人	二二人	二二人	一六三人	七八人	四一人	四四人	六八二五人	六一四〇人		一七七人	一三八人	五九人	九一人	二二〇人	九二八人	四〇五人	九四人	七二人	四三人
ての定数とする。												<p>総 理 府</p> <p>各特別調達局を通じての定数とする。 各特別調達局各監督官事務所を通じ</p> <p>うち、二人は、国立国会図書館支部 宮内庁図書館の職員とする。</p>								

合計	五九九〇五人
総計(本府・外局)	六二一七四人

第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 国家地方警察の国家地方警察本部、^(警)警察管区本部、^(警)都道府
^(国)警察及^(皇)皇宮警察^(本)別の定数は、第一項に規定する定数の範
 囲内において、警察法の定めるところにより、国家公安委員会が別
 に定める。
(昭和三十三年法律第九十六号)

4 国家消防庁の消防研究所及び管理局別の定数は、第一項に規定す
 る定数の範囲内において、消防組織法の定めるところにより、国
 家消防庁が国家公安委員会の承認を得て別に定める。

5 電波監理総局の各地方電波監理局別の定数は、第一項に規定す
 る定数の範囲内において、電波監理委員会委員長が別に定める。

総 理 府

附 則

この府令は、公布の日から施行する。但し、地方財政委員会及び
 地方自治庁に関する部分は、昭和二十五年五月三十日から、電波監
 理委員会に関する部分は、昭和二十五年六月一日からそれぞれ適用
 する。

参考

二五発地財委官第五八

昭和二十五年六月二十七日

地方財政委員会事務局長



内閣官房副長官 殿

地方財政委員会事務局におかれる職員の内部
部局の定数について

標記の件につき別表の通りその定数を定めたから行政機関職員定
員法第三条による手続方御取計の願いたい。

地方財政委員会

裏面白紙

別表

學務局官房	財務部	稅務部	計部	内部部局
二 三 人	三 九 人	三 九 人	一 〇 一 人	職員定数

地方財政委員會

裏面白紙

地方財政委員會

地方財政委員會						分 離 前	級 別
計	市 町 村 稅 課	道 府 縣 稅 課	監 理 課	財 務 課	總 務 課		
1					1	1	14
2		1		1		2	13
1				1		2	12
4	1	1	1		1	7	11
6	1	1	1	2	1	9	10
9	2	2	1	3	1	15	9
9	2	2	1	2	2	14	8
14	3	3	3	3	2	23	7
13	3	2	2	4	2	21	6
8	2	2	1	1	2	13	5
2		1			1	26	4
32	5	5	5	7	10	22	3
						3	2
101	19	20	15	24	23		計

職級別定數

(昭二五六一)

裏面白紙



波入第六二五号（マ一ニ〇一）昭和二十五年八月十五日

電波監理委員会

電波監理総局官房人事課長



内閣総理大臣官房
人事課長 殿

職員定数規程の改訂について

右について、当委員会の定数に関し左のとおり総理府職員定数規程の改正資料を提出しますからよろしくお取り計らい下さい。

電波監理委員会

区	分	定	備	考
	官房	二四六		

電波

25818
交付

裏面白紙

裏面白紙

電波監

合	附 属 機 関		審 計 理 官	電 波 監 理 總 局		
	電 波 観 測 所	職 員 訓 練 所		地 方 機 関	内 部 部 局	計 算 機 部
三、九七〇	二、八三六	二、五三三	五、五	二、八〇八	二、八〇八	八、六八八
				各地方電波監理局を通じての定数とする。		

2. 各地方電波監理局別の定数は、前項に規定する地方電波監理局の定数の範囲内において、電波監理委員会委員長が別に定める。

附 則

本定数規程は公布の日から施行し六月一日から適用する。



行管第二四四号

昭和二十五年八月二十二日

行政管理庁長官



内閣官房長官 殿

定数規程改正の件

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三条の規定に基き、総理府職員定数規程の一部を次のとおり改正致したいから、然るべく御取計い相成りたい。

行政管理廳

裏面白紙

裏面白紙

總理府職員定数規程の一部を改正する總理府令
總理府職員定数規程（昭和二十四年總理府令第十九号）の一部を
次のように改正する。

- 第一項行政管理庁の表中「長官官房 二四人」を「長官官房 二
二人」に、「管理部 二一人」を「管理部 二二人」に、「監察部 二
一人」を「監察部 二二人」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

行政管理廳

総務省令第一九号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第三十六号）第三條の規定に基づき、総務省職員定員規程と次のとおり定める。

昭和二十四年五月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

総務省職員定員規程

一 総務省に置かれる職員は、各内部部局、各附属機関、機関及び各地方支分部局別の定員に、総務省事務官、総務省技官及びその他職員を適して在に場する通りとする。

分	定	数	備
大臣官房	四	四	うち、一人は、国立国会図書館支部内閣文庫職員とする。
総務局	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部総務局職員とする。
統計局	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部統計局職員とする。
文書館	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部文書館職員とする。
印刷局	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部印刷局職員とする。
記録課	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部記録課職員とする。
庶務課	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部庶務課職員とする。
経理課	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部経理課職員とする。
人口部	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部人口部職員とする。
経理部	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部経理部職員とする。
庶務部	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部庶務部職員とする。
印刷部	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部印刷部職員とする。
文書部	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部文書部職員とする。
統計部	一、三	一、三	うち、一人は、国立国会図書館支部統計部職員とする。

特別調査	内務部局	<table border="1"> <tr> <th>区</th> <th>内務部</th> <th>地方支分部局</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>定数</td> <td>27人</td> <td>5人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">うち、2人は、管理印の定数とする。</td> </tr> </table>	区	内務部	地方支分部局	合計	定数	27人	5人	32人	備考	うち、2人は、管理印の定数とする。		
		区	内務部	地方支分部局	合計									
定数	27人	5人	32人											
備考	うち、2人は、管理印の定数とする。													
<table border="1"> <tr> <th>書</th> <th>管理</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>定数</td> <td>94人</td> <td>94人</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">うち、2人は、国立国会図書館支部管内庁図書館の職員とする。</td> </tr> </table>	書	管理	合計	定数	94人	94人	備考	うち、2人は、国立国会図書館支部管内庁図書館の職員とする。						
書	管理	合計												
定数	94人	94人												
備考	うち、2人は、国立国会図書館支部管内庁図書館の職員とする。													

事務所を通じての定数とする。

一人は、国立国会図書館支部管内庁図書館の職員とする。

公正取引委員会	内務部局	<table border="1"> <tr> <th>区</th> <th>内務部</th> <th>地方支分部局</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>定数</td> <td>84人</td> <td>11人</td> <td>95人</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	区	内務部	地方支分部局	合計	定数	84人	11人	95人	備考			
		区	内務部	地方支分部局	合計									
定数	84人	11人	95人											
備考														
<table border="1"> <tr> <th>附属機関</th> <th>新聞出版局</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>定数</td> <td>52人</td> <td>52人</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	附属機関	新聞出版局	計	定数	52人	52人	備考							
附属機関	新聞出版局	計												
定数	52人	52人												
備考														

特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	長官	1	定数	備考
				次官	1		
				主計官	1		
書記官	4	内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	備考
事務官	94						
事務官	20						
事務官	85	内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	特別調査 内務部局	備考
事務官	9						
事務官	2						

公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会		
									事務官	8
									事務官	4
附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	備考		
									事務官	6
									事務官	1
内務部局	内務部局	内務部局	内務部局	内務部局	内務部局	内務部局	内務部局	備考		
									事務官	8
									事務官	4

めくれず

- 1 この府令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
 - 2 左の総府令は廃止する。
 総府令に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総府令第八十二号）
 宮内府に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総府令第八十三号）
 賞勲局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総府令第八十四号）
 浮屠清教局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総府令第八十五号）
 - 3 公正取引委員会、各地方事務所別の定数は、前項に規定する地方事務所の定数の範囲内において、公正取引委員会委員長の別に定める。
 - 4 特別調達庁の各特別調達局及び各監督官事務所別の定数は、第一項に規定する当該地方支分部局別の定数の範囲内において、特別調達庁長官が別に定める。
- 附則

地方自治庁		計	定数	備	考
内部部局	長官官房 総務行政部	計	一四三三 五三七三 八八八八		

農林省		計	定数	備	考
内部部局	長官官房 農務部 林務部 畜産部 水産部	計	二二二二 一一一四 八八八八		
地方支分部局		計	定数	備	考
特別調達局	特別調達局	計	一七七一 一三三三 一三三三		
監督官事務所	監督官事務所	計	一三三三 一三三三 一三三三		
<p>各特別調達局を通じての定数とする。 特別調達庁各監督官事務所を通じての定数とする。 各特別調達局各監督官事務所を通じての定数とする。</p>					

行政管理庁に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第八十九号）
特別調達庁に置かれる役員及び職員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十号）

新聞出版用紙割当事務庁に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十一号）

賠償庁に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十二号）

統計委員会事務局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十四号）

公正取引委員会事務局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十五号）

中央災害救助対策協議会事務局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十六号）

全国選挙管理委員会事務局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十七号）

地方財政委員会事務局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年総理庁令第九十八号）

科学技術行政協議会事務局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十四年総理庁令第五号）
日本学術会議事務局に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十四年総理庁令第六号）

3 各内部部局、各附属機関、機関又は各地方支分部局において、この府令で定める定数と異なる員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外に置くことが出来る。

2269
59905
62174

裏面白紙

○行政校園職員定員法（抄）

第三條 各行政校園に置かる職員は、各内務部、各地方支分部局及び各府県校園別の定数は、前條第一項に掲げる当該行政校園の定員範囲内において、その総務府令、法務府令、省令又は経済安急本部令で定める。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

総理府

總務部第三九二號

起案 昭和三十三年八月十八日
決定 昭和三十三年八月十九日
施行 昭和三十三年八月十九日



内閣府官務課

内閣府官務課

昭和三十三年八月十九日

内閣官務長官

行政管理庁長官 あり

総理府職員定数規程の一部を別紙立案のとおり
改正いたしましたので、協議いたします。

裏面白紙

總理府令第 号

行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第三條の規定に基き、總理府職員定數規程の一部を改正する總理府令を次のように定める。

昭和 年 月 日

内閣總理大臣 吉田 茂

總理府職員定數規程の一部を改正する總理府令
 總理府職員定數規程（昭和二十四年總理府令第十九号）の一部を次のように改正する。
 第一項中公正取引委員会から地方自治庁までの表を削り、本府の表の次に次の表を加える。
 不外局

總理府

区	統計委員会	公正取引委員会				定数	備考
		内部部局	調査部	商事部	審査部		
分	計	地方支分部局	小計	地方事務所	六三人	各地方事務所を通じての定数とする。	
		総務部	八六人				
		調査部	六六人				
		商事部	四三人				
		審査部	八一人				
		計	二七六人				
		計	三一六人				
	全国選挙管理委員会		四八人				
	国家公安委員会						
	国家地方警察			四七〇四八人		うち、三〇、〇〇〇人は警察官とし、国家地方警察本部、各警察管区本部、各都道府県警察隊及び皇宮警察本部を通じての定数とする。	

北海道開発庁	地方自治庁	行政管理局		賠償庁		特別調査庁		宮内庁																	
		内部事務局		内部事務局		内部事務局		内部事務局																	
		計	小計	計	小計	計	小計	計	小計																
										長官官房	賠償部	特別調査部	特別調査局	特別調査局	特別調査局	特別調査局	特別調査局	東宮職	式部職	書陵部	管領部				
31人	57人	66人	22人	22人	22人	163人	78人	41人	44人	6825人	6140人	1227人	4913人	685人	177人	138人	59人	91人	220人	928人	405人	94人	72人	43人	

総理府

ての定数とする。

うち、二人は、国立国会図書館支部
宮内庁図書館の職員とする。

各特別調査局を通じての定数とする。
各特別調査局各監督官事務所を通じ

51タイプライター用紙

合計	五九九〇五人
合計(本府、外局)	六三、一七四人

第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 国家地方警察の国家地方警察本部、^(各)警察管区本部、^(各)都道府県警察隊及び皇宮警察本部の定数は第一項に規定する定数の範囲内において、警察法^(昭和二十二年法律第百九十六号)の定めるところにより、国家公安委員会が別に定める。

4 国家消防庁の消防研究所及び管理局別の定数は第一項に規定する定数の範囲内において、消防組織法^(昭和二十二年法律第百三十三号)の定めるところにより、国家消防庁が国家公安委員会の承認を得て別に定める。

5 電波監理事務局の各地方電波監理局別の定数は、第一項に規定する定数の範囲内において、電波監理委員会委員長が別に定める。

総理府

附 則

この府令は、公布の日から施行する。但し、地方財政委員会及び地方自治庁に関する部分は、昭和二十五年五月三十日から、電波監理委員会に関する部分は、昭和二十五年六月一日からそれぞれ適用する。

供覽

行管承 第三七 號

昭和二十五年 八月三十日

内閣官房長官 殿

行政管理廳長官

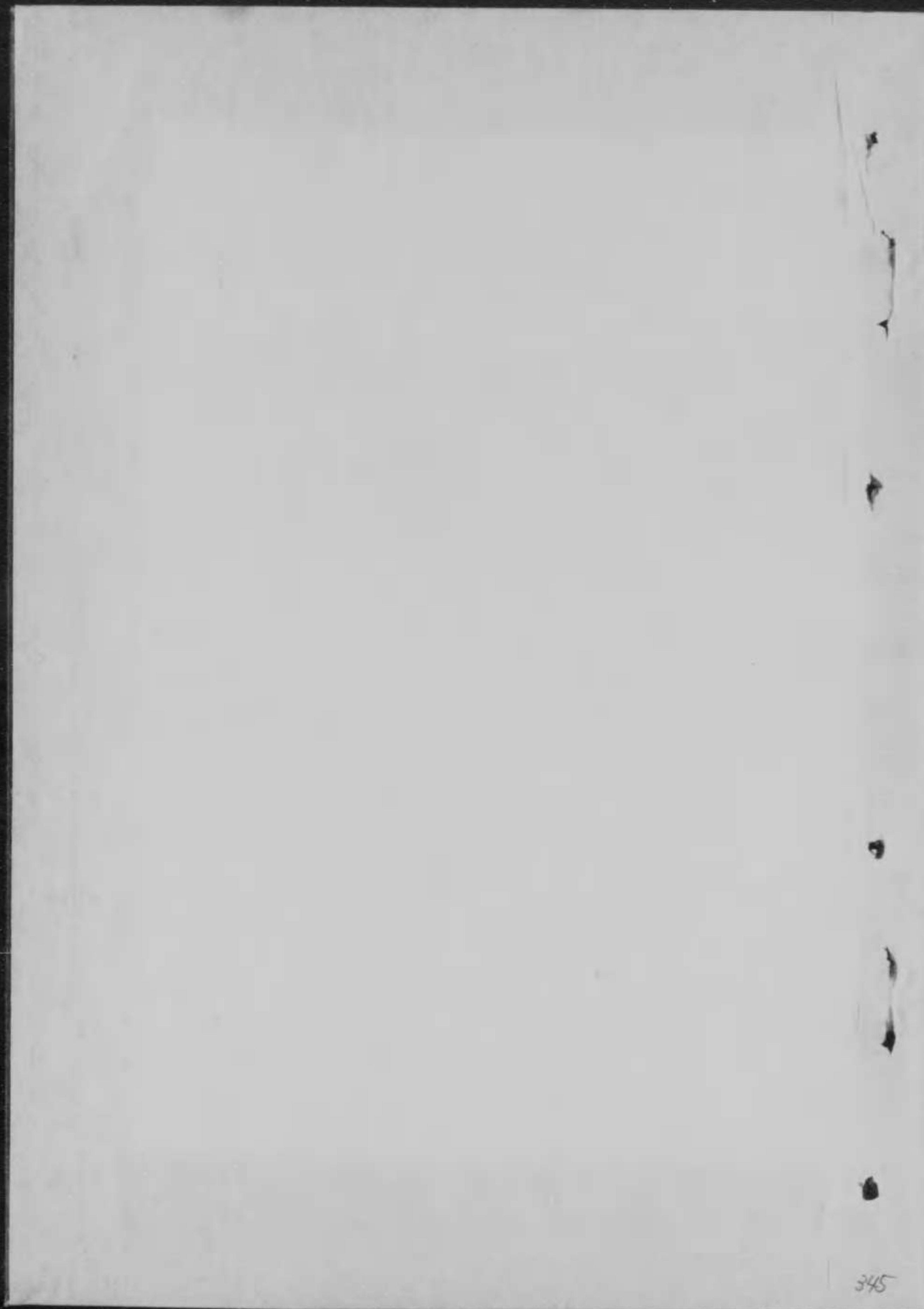


昭和二十五年 八月二十九日附審査請求にかか

總理府職員定数規程の一部を改正する總理府令案は、

承認したから、この旨通知する。

裏面白紙



345

